

香川高等専門学校公正入札調査委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規程第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、建設工事、設計・コンサルティング業務、物品の購入及び製造、役務その他の契約に係る入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うため、入札談合に関する情報があつた場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 公正取引委員会への通報、情報聴取の実施、入札の延期その他の対応
- 二 その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもつて構成する。

- 一 契約担当役
- 二 管理課長
- 三 管理課課長補佐
- 四 契約担当役が特別に認める者

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、契約担当役をもつて充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(専門部会)

第 5 条 委員会に必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、その審議内容を委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があるときは委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、管理課において処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。